

令和2年度

教育委員会臨時会

日時：令和2年5月5日(火)

都庁第一本庁舎42階特別会議室B

令和2年5月5日

令和2年度 東京都教育委員会臨時会

<議題>

第40号議案

都立学校の臨時休業について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	秋山千枝子
委員	北村友人
委員	宮崎 緑
委員	山口 香
都立学校教育部長	谷理恵子
教育政策担当部長	小原 昌
指導部長	増田正弘

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 ただ今から、令和2年臨時会の開会をいたします。

本日は、テレビ朝日他10社からの取材と1名の傍聴の申込みがございました。また、テレビ朝日他6社から報道のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮崎委員にお願いを申し上げます。

議案

〈 議 題 〉

第40号議案

都立学校の臨時休業について

【教育長】 それでは、議事に入ります。本日の第40号議案は新型コロナウイルス感染症

の拡大防止のため、都立学校を臨時休業とする議案でございます。

まず、今後の都立学校の対応について、教育政策担当部長より説明をさせていただきます。

あわせて、都立学校の休業に関する議案の説明を都立学校教育部長より説明をさせていただきます。

それでは、教育政策担当部長から御説明をお願いいたします。

【教育政策担当部長】 お手元の参考資料「緊急事態宣言の延長に伴う都立学校における対応について」を御覧ください。まず、経過でございます。

4月1日、春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、島しょ地域を除き臨時休業とすることを教育委員会において決定をいたしております。

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、5月6日までの緊急事態宣言が国から発せられたところでございます。

同日、4月7日島しょ地域にある都立学校につきまして、5月6日までの間、臨時休業とすることを教育長臨時代理で決定したところでございます。

そして、昨日、5月4日、5月31日まで緊急事態宣言の延長が国から発せられたところでございます。

そして、今日、5月5日緊急事態措置などの延長による要請が都知事から教育委員会に行われたところでございます。

次に、「都立学校における対応」でございますが、全ての都立学校について、令和2年5月7日から5月31日までの間、臨時休業とするということでございます。詳しくはこの後の議案の方で御説明いただきます。

次に、3、「学校活動の取扱いについて」御説明申し上げます。休業中ではありますが、オンライン教育等により家庭学習を推進してまいりたいと思っております。また、電話連絡や家庭訪問、テレビ電話等によりまして、児童生徒の心身の状況把握とケアを進めてまいります。特別支援学校では、引き続き必要に応じて学校で過ごすことが可能となるように対応してまいります。休業中ではありますが、教職員はオンライン教育等のために必要な人員は出勤いたします。

4、「区市町村への周知」について御説明申し上げます。区市町村教育委員会に対し、都立学校の取組を参考とした対応を依頼してまいります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 引き続きまして、都立学校教育部長から説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第40号議案「都立学校の臨時休業」について御説明いたします。学校保健安全法第20条に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記の通り都立学校を臨時休業とすることについてお諮りいたします。

まず、4の「臨時休業にした理由」でございますが、先に教育政策担当部長から御説明がありましたとおり、昨日国において5月31日までの間の緊急事態宣言が延長され、これを受けて都内全域において緊急事態措置等が延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために臨時休業とするものでございます。

次に、1の内容でございますが、1の対象といたしまして全都立学校でございます。また、2の臨時休業の期間でございますが、令和2年5月7日から令和2年5月31日までの間でございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

【教育長】 ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いを申し上げます。

【北村委員】 今、状況がまだまだ厳しいということで、どうしても緊急事態宣言が延長された中で、急きょ、都立学校の臨時休業を延長するというのは、妥当なことなのかなと思います。この議案に対して反対ではなくてむしろ賛成ではあるのですが、同時に、子供たちや保護者の立場からするといつまでこういった事態が続くのかということに不安があるかと思えます。1か月延ばして、その後、また6月になって、また7月と、ずるずると延びていく可能性というのはゼロではないのだと思います。もちろん、今、それを予測することというのは難しい訳ですが、家庭の立場からしたときには何らかのシナリオが提示されているのが良いかと思えます。この5月31日で終了してそのまま全校もう一度開校というそれが一番シンプルで一番望ましいシナリオですが、それ以外にも幾つかのパターンがあり得るのかどうか。31日で休業が終わるにしても、その後、分散登校とか何らかの形で配慮した上での開校ということもあるでしょうし、あるいは休業を延長するというシナリオもあると思うのですが、そのときに、何らかの基準があって、こういった基準を満たした場合には休業を延長するとか、こういった基準を満たした場合には休業を終了して分散登校等で配慮していく、というようなことが良いのではないかな。

か国の専門家会議の方でもそういった明確な基準というのが示されておりませんので、なかなか都独自、そして都立学校独自で基準をつくるというのは非常にハードルが高くて難しいことだと思うのですが、やはり家庭の立場としては、もう少し明確な基準を作っただけだと、そこに対して頑張ろうということにもなれるのかなと思います。是非、そういったことも検討しながら幾つかのシナリオを明確に示していただけると、子供たち、そして保護者も、もう少し頑張ろうという気になれるのではないかと思います。

【都立学校教育部長】 北村委員、御指摘のとおり、非常に難しい問題ではございますが、国の動きや都の動き、それから感染の状況等を踏まえまして、引き続き慎重に検討し御相談をさせていただきたいと思っております。

【遠藤委員】 緊急事態宣言の延長に伴う学校の休業延長というのは、これはやむを得ないと思います。ただ、北村委員の御指摘があったように、先の見えない羅針盤のない航海をしているような状態なのだろうと思います。これは子供たち、あるいは保護者の立場からすると、正にこの先はどうなるのだろうなと思っています。先ほども総合教育会議でも申し上げましたように、その中の基準の一つとして国からいろいろなことが示されるのだと思うのですけれども、やはり都としてこういう基準でやりますよということが必要ではないか。例えば、都立学校について、先ほど申し上げましたように、15万人ついて抗体検査をきちんとしてこういう結果になったと、休業は5月31日までだけれども、その間、陰性の人が例えば15万人の内これだけ増えたとか、6%の陽性率という神戸市の結果から見たら、94%が陰性だとしたらそれについては休業中ではあるけれども、学校に出てくると。陽性の子供についてはそれなりの手当てをして、その中で持って授業をしていくというような形で、何らかの具体的な対策が必要なのではないか。資料中、「3の学校活動の取扱いについて」にあることは結構だと思いますし、これを推進してもらいたいのですけれども、それをやった上で具体的な填補について東京都なりの具体策というようなものを打ち出していくというのも一つの考え方ではないかと思います。これは「これがこういうことである。」ならば、休みであっても頑張れるなと、と思いましたが、「6日まで頑張って、7日になったら学校へ行ける。」と思っていたのが、なくなったわけですよ。この落差というのはものすごく大きいと思うのです。私は、東京都に住んでいる訳ではないのですけれども、明らかな違いは近所の子供たちがふらふらし始めているのですよ。目標がなくなってしまったのではないかなというような感じもしますので、何らかの羅針

盤を示すということがこの休業期間中の大事な取組なのではないか。なかなか難しいことだとは思いますが、不安を解消する、児童・生徒、保護者の気持ちを少しでも安心させるということを第一に考えるということがポイントではないかと思えます。

【教育長】 その点等につきまして、国もちろん、このゴールデンウィークのステイホームの効果について、14日ぐらいからゴールデンウィークの前半の結果が出てくるし、5月半ばあるいは下旬になれば、ゴールデンウィークの後半の結果も出てくると思います。また、5月下旬には、今回の措置をどうするかという議論にもなってきます。そうした中であっても、現在のところ緊急事態宣言を解除できる基準については、なかなかその結論が出ない、また有識者の中でもなかなか意見が分かれるところがございます。けれども、もちろん、我々としても何らかの展望が見えるのが一番良いところではありますが、現状では難しい部分もございます。ただ、そうはいつでも東京都全体としても出口戦略といたしましうか、そういったことについても探る作業を始めるようなことも出てくると思います。そうした中で、休業を要請する施設として学校が位置付けられていますので、その要請が外れるのかどうかというところについて、今、都の対策本部とも調整しています。今後も、都の対策本部とも連携して考えていきたいと思っております。

【宮崎委員】 私としては、この学校に行かれないということと、教育としての学校の機能が全く働かないということは、別次元で考えた方が良いのかしらと思っております。ゴー・トゥ・スクールかゴー・トゥ・ザ・スクールかという、その違いのところがあろうかと思うのですが、そうすると、学校に行かれない状態がもしかしたら6月以降も続いてしまうかもしれないけれども、学校教育の機能を止めないためにはどうすればいいのかという視点が凄く大事ではないかなと思います。ですから、オンライン教育なども、メディアをとおすと、本当に教育の質も違うし中身もやり方も良い悪いじゃなくて違ってきますけれども、それをどう生かしていくのか。今後、もしかしたら夏に良くなってくても、また次の冬のシーズンに感染拡大が起こらないとは限らないというようなことを考えると、今回の試練をある種の知見として、今後どのように、体は行かなくても学校の教育の機能を継続させるかということは今ひねり出しておく必要があるのではないかと思います。そういう意味で言えば、施設は休みにしても、教育は止めないと。実は、休業という言葉自体も私は余りふさわしくはないのではないかと。法律で決まっているので仕方がないと思うのですが、今のこのメディア状況がものすごく日進月歩でありますので、それを

反映してですね、臨時休業という言い方で、学校が休みと子供たちが思うのと、学校に行けないけど勉強が続いていると思うのは大分違うと思います。その手当てをどうすれば良いかというのを是非ひねり出していければと思います。

【教育長】 まず、オンライン教育の環境整備が急務ということもあり、国のGIGAスクール構想の前倒しも含めていろいろ対応しているのですけれども、先頭を走っているところで、5月の中下旬、あるいは6月に入ってしまうのか、その辺で整備ができてくるかなというところなんです。確かに再開してからも第2波、第3波と波がきて、学校によっては部分休業のように、学級閉鎖や学年閉鎖もあり得ますので、あるいはまた、災害の時でも活用できるように整備が必要だと思います。また、今回の休業延長の前に先駆けて、連休に入る前に先生方へのオンライン研修を始めたとか、あるいは各区市町村教育委員会に対しまして、オンラインと紙面を併用した学習方法や文部科学省の示す学習評価に反映できるようなカリキュラムのモデル例も具体的に示したりしているところです。今、学校が施設としては閉まっていますけれども、学びは止めないということで、できることはやっているところです。

【宮崎委員】 是非そういうふうには、休業ではない言い方というのを考えるところも必要かと思います。

【秋山委員】 先ほどの遠藤委員の御指摘のとおり、4月いっぱい休業で、また、次1か月延びるといったときの、その家族、家庭と子供の落胆と言いますか、負担感が非常に大きいのではないかと思います。SNSでの相談体制の強化だとか、相談窓口を多くするとか、何らかの心のケアのところを強化して、周知していただくと良いかと思います。

【都立学校教育長】 臨時休業に伴いまして、自宅等で過ごす児童・生徒や保護者の方への電話等による連絡や秋山委員が御指摘されたような相談窓口につきましても、適宜、周知を進めてまいります。

【山口委員】 この状況ですので、臨時休業の延長というのはやむを得ないかなと思っておりませんが、委員の皆さま方が御指摘されておりますとおり、子供たちや御家庭の不安というのはあるだろうと思います。自分が小学校のとき、中学校のときどうだったろうというのいろいろ考えてみますと、多分、最初は休みになって嬉しかったのではないかと思います。しかし、それが段々と続いていき、今度はどのように思うかと推察するに、多分この休んで勉強していない時間をどこかで取り戻さなければいけないというのは、もちろん子供も

分かっているはずなのですね。それを、6月から始まってぎゅっと詰め込むのか、夏休みはどうなるのかと、子供たちなりにいろいろ考えると思うのですね。そういうところについて、教育委員会なり、学校が考えているから、心配ないんだよと示すことも必要ではないでしょうか。大人もそうですけどやっぱりモチベーションを維持するのは難しいですよ。初めのうちはちゃんとやらなきゃと思っていても、外にも出るな、友達とも話すなどという状況で、確かにこの新しいスタイルで学校に行かなくても勉強ができるような体制をつくるというのは多分大事なことだと思うのですが、なかなか難しいと思うのですね。ですから、そういったところはやらなければいけないとは思うのですが、今やれない子供たちが、「入試は必ず来るよね、でもどうするのだろう」、「入試の内容は変わらないのか」とか、そういう少し先のところまで、私たちは子供たちや保護者に示してあげる必要があるのではないのでしょうか。決して無理がないように、中長期でこの新型コロナウイルスとの闘いを見て、この何か月間、この1年間を取り戻すには、2年か3年のスパンで教育全体を考えていきますというようなことを示してあげないと、学ぶということに対しての求めるものがあったとしても、ストレスや不安が非常に増大すると思いますので、是非、そのところを考えていく必要があると思います。

【指導部長】 先ほど来、委員の方々から御意見を頂いているように、今、先が見通せない中で、具体的な指示が出せないという現状があると思いますが、先ほど、教育長から説明があったとおり、今回の家庭学習の期間を通常の授業に相当するようなものとして評価できるというような形で文部科学省が通知を発出しております。したがって、宮崎委員の御指摘のとおり、学校教育としての機能を生かすことでかなりの部分については、対応できるかなと思いますが、やはり、山口委員の御指摘のとおり、学校に行って児童・生徒のやる気やモチベーションが上がる部分があると思います。この状況がどういう形で推移していくのか分かりませんが、徐々に学校が開けていくというような状況になったときに、その辺の見通しを示してあげる必要があるのかなと思います。今は、基本的にはこの1年間を通して学習の保障をしていこうと動いていますけれども、この先の状況によっては国と折衝しないといけないかと思いますが、1年間ではなくて小学生であれば6年間の学習の中で、最終的に学習を保障していくような長い目を見た計画の在り方みたいなことも、必要になってくるかと個人的には考えています。

【北村委員】 今、指導部長からお話がありましたように、1年間だけではなく、やはり

少し長く、中長期的に捉えるというのはすごく大事なことだと思います。今、国がここまで地方自治体の意見や考えを聞くという場面も、ある意味、珍しいことだと思うのですね。ですので、その中でも特に東京というのは非常に大きな自治体ですし、様々な先進的なことも今まで積み重ねつつ、それだけ大きな課題にも直面してきて、今も様々なことで一番大きな課題を抱えているのが東京だと思いますので、ここ東京から発信するというこの意味というのは非常に大きいと思います。先ほどの総合教育会議の中で、9月入学の話なども出ましたが、最終的には教育制度全体の話ですので国が決めることではあります、問題提起をしたという意味では非常に大事なことだと思います。必ずしもそれが9月入学という形でなくても、先ほど6月卒業という考え方を強調させていただいたのは、今慌てて4か月先の9月に、無理やり9月入学をやれというような話をどこか皆さん誤解されたりして9月入学論が批判され、4か月でできるわけがないというような批判がありますが、9月入学論が出たのは、当然コロナウイルスの収束状況によりますけれど、来年夏ぐらいまでかけてこの1年の内容をきちんと勉強する環境をつくって、その先に中長期的に見たときに9月入学というのも一つの形だから、こういう大変な時期に制度設計も合わせて少し時間をかけてやるというのが本来の主旨ではないかと思います。個人的には9月入学への移行はものすごく賛成ですけれども、もちろん、今この時期にやるかどうかというのはまた別の議論があります。またそれは国がやることですが、少し長い目で見ながら子供たちの学習権を担保していくという考え方は大事だと思います。今、指導部長がおっしゃられたような、小学校であれば6年間、中学校、高校であれば3年間、もちろん最終学年に対しては国も今そこは配慮しましょうという話をしていますけれども、できる限りの範囲で考えていく柔軟な対応も必要ですし、東京だからこそ発信できることがあるのではないかと思いますので、是非、これからも議論をして、実際に変えていくということを皆さんと一緒にやれたらいいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ただ今、いろいろ御意見を賜りました。休業については、やむを得ないということ踏まえながらも延長していく中で、今後の学習権の保障についても子供たちや保護者の方にも伝えていかなければならないと思います。また、先ほどの総合教育会議で申し上げました、実務検討の場というのも活用し、学校現場の実態をよく把握をしながら、問題点を把握して対処していきたいというふうに思います。貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、他に御意見がございませんようでしたら、本件、第40号原案につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。－（異議なし）－それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を賜りました。

その他何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

閉 会

それでは、本日の議案は終了いたしました。

それでは、以上をもちまして本日の議事の教育委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(18時37分終了)